

広島県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第六号

広島県手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第二条関係)		別表(第二条関係)					
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
建築基準法(法第六条の三第一項昭和二又は第十八条第四項十五年の規定による法第六条の三第一項に規定する構造計算適合性号。以下この項において「構造計算適性」という。)	(略)	構造計算適合性判定手数料	構造計算適合性判定を必要とする建築物(建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては、当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分が一エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、それぞれ別の建築物として、構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。)	建築基準法(法第六条の三第一項昭和二又は第十八条第四項十五年の規定による法第六条の三第一項に規定する構造計算適合性号。以下この項において「構造計算適性」という。)	(略)	構造計算適合性判定手数料	構造計算適合性判定を必要とする建築物(建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては、当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分が一エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、それぞれ別の建築物として、構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。)
			構造計算適合性判定を必要とする建築物(建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては、構造				構造計算適合性判定を必要とする場合においては、構造

計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものと、法第六条第四項、法第六条の二第一項若しくは法第十八条第三項に規定する確認済証又は法第六条の三第四項若しくは法第十八条第七項に規定する構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合においては、当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積をいう。一から五までにおいて同じ。）の五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額

一 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が、一〇〇〇平方メートル以内のもの

二〇〇〇円（法

第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるものについては、一八七、〇〇〇円

二 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が、一〇〇〇平方メートルを超え、二、〇〇〇平方メートル以内のもの

三、〇〇〇円（大臣認定

計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものと、法第六条第四項、法第六条の二第一項若しくは法第十八条第三項に規定する確認済証又は法第六条の三第四項若しくは法第十八条第七項に規定する構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合においては、当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積をいう。一から五までにおいて同じ。）の五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額

一 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が、一〇〇〇平方メートル以内のもの

二〇〇〇円（法

第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるものについては、一六七、〇〇〇円

二 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が、一〇〇〇平方メートルを超え、二、〇〇〇平方メートル以内のもの

一、〇〇〇円（大臣認定

<p>法第八十七条の三第七項の規定による建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合における許可の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>プログラムによるものについては、二〇〇〇円</p> <p>三 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が二〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの</p> <p>三六六、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、三二一、〇〇〇円)</p> <p>四 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの</p> <p>四七一、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、四一一、〇〇〇円)</p> <p>五 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの</p> <p>六八五、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、五九一、〇〇〇円)</p>
<p>法第八十七条の三第七項の規定による建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合における許可の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>プログラムによるものについては、一八九、〇〇〇円</p> <p>三 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が二〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの</p> <p>三二九、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、二九〇、〇〇〇円)</p> <p>四 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの</p> <p>四一一、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、三六一、〇〇〇円)</p> <p>五 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの</p> <p>五七七、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、五〇二、〇〇〇円)</p>
<p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下この項において「令」という。)第百三十七條の十二第六項の規定による建築物</p>	<p>建築物の敷地と道路との関係の緩和認定申請手数料</p>	<p>二七、〇〇〇円</p>	

<p>の敷地と道路との関係に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</p> <p>令第三百三十七条の十一第七項の規定による道路内における建築に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>道路内における建築の緩和認定申請手数料</p> <p>二七、〇〇〇円</p>	<p>家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十号）の項において「法」という。</p>	<p>（略）</p>	<p>家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十号）の項において「法」という。</p>	<p>（略）</p>	<p>職業能力開発促進法（以下この項において「法」という。）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>職業能力開発促進法（以下この項において「法」という。）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>職業能力開発促進法（以下この項において「法」という。）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>職業能力開発促進法（以下この項において「法」という。）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	

他これらに準ずるものとして知事が認める者をいう。以下同じ。) を除く。三及び四において同じ。) が、機械検査又は婦人子供服製造のいずれかの職種の技能検定を受ける場合 一五、一〇〇円(実技試験を実施する日が属する年度の四月一日において二十三歳に達していない者であつて、実技試験受検申請書(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第四条第一項に規定する被保険者及び出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者でないもの(以下二十三年歳未満の雇用保険被保険者及び在留資格でないもの)という。)が三級の技能検定を受けようとする場合にあつては 一〇、六〇〇円(実技試験を実施する日が属する年度の四月一日において二十三歳に達していない者であつて、実技試験受検申請書(雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者であり、かつ、出入国管理及び難民認定法別表第一の上

他これらに準ずるものとして知事が認める者をいう。以下同じ。) を除く。三及び四において同じ。) が、機械検査又は婦人子供服製造のいずれかの職種の技能検定を受ける場合 一五、一〇〇円(実技試験を実施する日が属する年度の四月一日において二十五歳に達していない者であつて、実技試験受検申請書(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第四条第一項に規定する被保険者であり、かつ、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者でないもの(以下二十五年歳未満の雇用保険被保険者であり、かつ、在留資格でないもの)という。)が二級又は三級の技能検定を受けようとする場合にあつては六、一〇〇円)

<p>欄の在留資格をもつて在留する者でないもの（以下「<u>二十</u>三歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないもの」という。）が三級の技能検定を受けようとする場合にあつては六、一〇〇円）</p>	<p>三 特級以外の等級の技能検定を受けようとする者が、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図又は電気製図のいずれかの職種の技能検定を受けようとする場合 一三、三〇〇円（<u>二十</u>三歳未満の雇用保険被保険者及び在留資格者でないものが三級の技能検定を受けようとする場合にあつては八、八〇〇円、<u>二十</u>三歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないものが三級の技能検定を受けようとする場合にあつては四、三〇〇円）</p>	<p>四 特級以外の等級の技能検定を受けようとする者が二又は三に掲げる職種以外の職種の技能検定を受けようとする場合 一八、二〇〇円（<u>二十</u>三歳未満の雇用保険被保険者及び在留資格者でないものが三級の技能検定を受けようとする場合にあつては</p>
--	--	---

<p>三 特級以外の等級の技能検定を受けようとする者が、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図又は電気製図のいずれかの職種の技能検定を受けようとする場合 一三、三〇〇円（<u>二十五</u>歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないものが二級又は三級の技能検定を受けようとする場合にあつては四、三〇〇円）</p>	<p>四 特級以外の等級の技能検定を受けようとする者が二又は三に掲げる職種以外の職種の技能検定を受けようとする場合 一八、二〇〇円（<u>二十</u>五歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないものが二級又は三級の技能検定を受けようとする場合</p>
--	---

	<p>一三、七〇〇円、二十三歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないものが三級の技能検定を受けようとする場合にあっては九、二〇〇円)</p>	<p>五 三級の技能検定を受けようとする在校生が二に掲げる職種のいずれかの職種の技能検定を受けける場合 一〇、一〇〇円 (二十三歳未満の雇用保険被保険者及び在留資格者でないものにあつては五、六〇〇円、二十三歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないものにあつては二、九〇〇円)</p>	<p>六 三級の技能検定を受けようとする在校生が三に掲げる職種のいずれかの職種の技能検定を受けける場合 八、九〇〇円 (二十三歳未満の雇用保険被保険者及び在留資格者でないものにあつては四、四〇〇円、二十三歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないものにあつては二、九〇〇円)</p>	<p>七 三級の技能検定を受けようとする在校生が二又は三に掲げる職種以外の職種の技能検定を受けける場合 一、一〇〇円 (二十三歳未満</p>
	<p>にあつては九、二〇〇円)</p>	<p>五 三級の技能検定を受けようとする在校生が二に掲げる職種のいずれかの職種の技能検定を受けける場合 一〇、一〇〇円 (二十五歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないものにあつては二、九〇〇円)</p>	<p>六 三級の技能検定を受けようとする在校生が三に掲げる職種のいずれかの職種の技能検定を受けける場合 八、九〇〇円 (二十五歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないものにあつては二、九〇〇円)</p>	<p>七 三級の技能検定を受けようとする在校生が二又は三に掲げる職種以外の職種の技能検定を受けける場合 一、一〇〇円 (二十五歳未</p>

<p>使用済自動車 の再資源化等 に関する法律 (平成十四年 法律第八十七 号)以下この 項において「 法」という。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>満の雇用保険 被保険者及び 在留資格者で ないものにあ つては七、六 〇〇円、二十 三歳未満の雇 用保険被保険 者であり在留 資格者でない ものにあつて は三、一〇〇 円</p>
<p>高年齢者 障害者 等の移 動等の 促進に 関する 法律 (平成十八年 法律第九十一 号)以下この 項において「 法」という。</p>	<p>法第十七条第四項(障害者法第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の審査に係る申出の受付</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>高年齢者 障害者 等の移 動等の 促進に 関する 法律 (平成十八年 法律第九十一 号)以下この 項において「 法」という。</p>	<p>特定建築物の建築等及び維持保全の計画の審査に係る申出の受付</p>	<p>(略)</p>	<p>満の雇用保険 被保険者及び 在留資格者で ないものにあ つては七、六 〇〇円、二十 三歳未満の雇 用保険被保険 者であり在留 資格者でない ものにあつて は三、一〇〇 円</p>
<p>高年齢者 障害者 等の移 動等の 促進に 関する 法律 (平成十八年 法律第九十一 号)以下この 項において「 法」という。</p>	<p>特定建築物の建築等及び維持保全の計画に係る八条第二項の規定による場合は、計画の変更に係るものに限る。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>健康保 険法等 の一部 を改正 する法 律(平成十八 年法律第八 十八号)以下 この項にお いて「法」と いう。</p>	<p>法附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。第八十條第一項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査 「法」という。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>高年齢者 障害者 等の移 動等の 促進に 関する 法律 (平成十八年 法律第九十一 号)以下この 項において「 法」という。</p>	<p>法第十七条第四項(障害者法第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の審査に係る申出の受付</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>高年齢者 障害者 等の移 動等の 促進に 関する 法律 (平成十八年 法律第九十一 号)以下この 項において「 法」という。</p>	<p>特定建築物の建築等及び維持保全の計画の審査に係る申出の受付</p>	<p>(略)</p>	<p>満の雇用保険 被保険者で あり在留資格 者でないもの にあつては三、 一〇〇円</p>

法と
いう。

項において「用途変更等」という。をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は用途変更等に係る部分の床面積（建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた既存建築物の全部又は一部を含んだ建築又は用途変更等に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においてはその増加する部分の床面積とし、用途変更等の場合においては当該用途変更等に係る部分の床面積の二分の一とする。一1から一9までにおいて同じ。）の一1から一9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条の第三項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においてはその部分の構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそのそれぞれの建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項

法と
いう。

項において「用途変更等」という。をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は用途変更等に係る部分の床面積（建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた既存建築物の全部又は一部を含んだ建築又は用途変更等に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においてはその増加する部分の床面積とし、用途変更等の場合においては当該用途変更等に係る部分の床面積の二分の一とする。一1から一9までにおいて同じ。）の一1から一9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条の第三項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においてはその部分の構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそのそれぞれの建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項

において「構造計算適合性判定対象建築物」といふ。）一棟ごと、床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第十八条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二五までにおいて同じ。）の二一から二五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

二一 (略)

1 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの
 二〇九
 〇〇〇円(建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この項において「大臣認定プログラム」という。))によるものについては、一六七

2 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の

において「構造計算適合性判定対象建築物」といふ。）一棟ごと、床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第十八条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二五までにおいて同じ。）の二一から二五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

二一 (略)

1 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの
 一八七
 〇〇〇円(建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この項において「大臣認定プログラム」という。))によるものについては、一六七

2 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の

合計が一、
 〇〇〇平方
 メートルを
 超え二、〇
 〇〇平方メ
 ートル以内
 のもの
 一三三、八
 〇〇〇円
 大臣認定プ
 ログラムに
 よるものに
 ついては、
 二二二、〇
 〇〇円

3 構造計算
 適合性判定
 対象建築物
 の床面積の
 合計が二、
 〇〇〇平方
 メートルを
 超え一〇、
 〇〇〇平方
 メートル以
 内のもの
 二六六、
 〇〇〇円
 大臣認定プ
 ログラムに
 よるものに
 ついては、
 三二二、〇
 〇〇円

4 構造計算
 適合性判定
 対象建築物
 の床面積の
 合計が一〇、
 〇〇〇平方
 メートルを
 超え五〇、
 〇〇〇平方
 メートル以
 内のもの
 四七一、
 〇〇〇円
 大臣認定プ
 ログラムに
 よるものに
 ついては、
 四二一、〇
 〇〇円

5 構造計算
 適合性判定
 対象建築物
 の床面積の
 合計が五〇、
 〇〇〇平方
 メートルを
 超えるもの
 六八五、
 〇〇〇円
 大臣認定プ
 ログラムに
 よるものに
 ついては、

合計が一、
 〇〇〇平方
 メートルを
 超え二、〇
 〇〇平方メ
 ートル以内
 のもの
 二二二、
 〇〇〇円
 大臣認定プ
 ログラムに
 よるものに
 ついては、
 一八九、〇
 〇〇円

3 構造計算
 適合性判定
 対象建築物
 の床面積の
 合計が二、
 〇〇〇平方
 メートルを
 超え一〇、
 〇〇〇平方
 メートル以
 内のもの
 三二二、
 〇〇〇円
 大臣認定プ
 ログラムに
 よるものに
 ついては、
 二九〇、〇
 〇〇円

4 構造計算
 適合性判定
 対象建築物
 の床面積の
 合計が一〇、
 〇〇〇平方
 メートルを
 超え五〇、
 〇〇〇平方
 メートル以
 内のもの
 四二二、
 〇〇〇円
 大臣認定プ
 ログラムに
 よるものに
 ついては、
 三六一、〇
 〇〇円

5 構造計算
 適合性判定
 対象建築物
 の床面積の
 合計が五〇、
 〇〇〇平方
 メートルを
 超えるもの
 五七七、
 〇〇〇円
 大臣認定プ
 ログラムに
 よるものに
 ついては、

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年建築等計画の建築基準法）第八十七号以下この項において「法」という。	(略)	(略)	五九一、〇〇〇円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年建築等計画の建築基準法）第八十七号以下この項において「法」という。	(略)	(略)	五〇二、〇〇〇円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年建築等計画の建築基準法）第八十七号以下この項において「法」という。	(略)	長期優良住宅建築等計画の建築基準関係係手数料	長期優良住宅建築等計画に係る建築第二項の規定による場合は、計画の変更に係るものに限る。以下この項において同じ。）の新築、増築又は改築をする場合のそれぞれにおいて、当該建築に係る部分の床面積（建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた既存建築物の全部又は一部を含んだ建築に係るもの）にあっては、建築により床面積が増加する場合には、当該増加する部分の床面積とする。一 一から一〇までにおいて同じ。二 一から一〇まで掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条の三第一項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合において、当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、それぞれ	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年建築等計画の建築基準法）第八十七号以下この項において「法」という。	(略)	長期優良住宅建築等計画の建築基準関係係手数料	長期優良住宅建築等計画に係る建築第二項の規定による場合は、計画の変更に係るものに限る。以下この項において同じ。）の新築、増築又は改築をする場合のそれぞれにおいて、当該建築に係る部分の床面積（建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた既存建築物の全部又は一部を含んだ建築に係るもの）にあっては、建築により床面積が増加する場合には、当該増加する部分の床面積とする。一 一から一〇までにおいて同じ。二 一から一〇まで掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条の三第一項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合において、当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、それぞれ

れ別の建築物として、構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）一棟ごとに、床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においてはその構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第八条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二五までにおいて同じ。）の二一から二五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

二一 (略)

二 1 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの
二〇九、〇〇〇円（建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるもの）については、一八七、

れ別の建築物として、構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）一棟ごとに、床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においてはその構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第八条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二五までにおいて同じ。）の二一から二五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

二一 (略)

二 1 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの
一八七、〇〇〇円（建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるもの）については、一六七、

2 構造計算
適合性判定
対象建築物
の床面積の
合計が一〇、
〇〇〇平方
メートルを
超え二、〇
〇〇平方メ
ートル以内
のもの
二三八、
〇〇〇円（
大臣認定プ
ログラムに
よるものに
ついては、
〇〇〇円）

3 構造計算
適合性判定
対象建築物
の床面積の
合計が一、
〇〇〇平方
メートルを
超え一〇、
〇〇〇平方
メートル以
内のもの
三六六、
〇〇〇円（
大臣認定プ
ログラムに
よるものに
ついては、
〇〇〇円）

4 構造計算
適合性判定
対象建築物
の床面積の
合計が一〇、
〇〇〇平方
メートルを
超え五〇、
〇〇〇平方
メートル以
内のもの
四七一、
〇〇〇円（
大臣認定プ
ログラムに
よるものに
ついては、
〇〇〇円）

5 構造計算
適合性判定
対象建築物
の床面積の
合計が五〇、
〇〇〇平方
メートルを
超えるもの
〇〇〇円

2 構造計算
適合性判定
対象建築物
の床面積の
合計が一、
〇〇〇平方
メートルを
超え二、〇
〇〇平方メ
ートル以内
のもの
二二一、
〇〇〇円（
大臣認定プ
ログラムに
よるものに
ついては、
一八九、〇
〇〇円）

3 構造計算
適合性判定
対象建築物
の床面積の
合計が一、
〇〇〇平方
メートルを
超え一〇、
〇〇〇平方
メートル以
内のもの
三二九、
〇〇〇円（
大臣認定プ
ログラムに
よるものに
ついては、
二九〇、〇
〇〇円）

4 構造計算
適合性判定
対象建築物
の床面積の
合計が一〇、
〇〇〇平方
メートルを
超え五〇、
〇〇〇平方
メートル以
内のもの
四一一、
〇〇〇円（
大臣認定プ
ログラムに
よるものに
ついては、
三六一、〇
〇〇円）

5 構造計算
適合性判定
対象建築物
の床面積の
合計が五〇、
〇〇〇平方
メートルを
超えるもの
〇〇〇円

都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律（平 成二十 四年法 律第八 十四号 以下こ の項に おいて 「法」 という 。）	(略) (略) 法第五十四条第二項 (法第五十五条第二 項の規定において準 用する場合を含む。 ）の規定による低炭 素建築物新築等計画 の建築基準関係規定 の適合の審査に係る 申出の受付	(略) (略) 低炭素建築物 新築等計画の 建築基準関係 規定適合審査 手数料	六八五 〇〇〇円 大臣認定プ ログラムに よるものに ついては、 五九一、〇 〇〇円
都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律（平 成二十 四年法 律第八 十四号 以下こ の項に おいて 「法」 という 。）	(略) (略) 法第五十四条第二項 (法第五十五条第二 項の規定において準 用する場合を含む。 ）の規定による低炭 素建築物新築等計画 の建築基準関係規定 の適合の審査に係る 申出の受付	(略) (略) 低炭素建築物 新築等計画の 建築基準関係 規定適合審査 手数料	五七七 〇〇〇円 大臣認定プ ログラムに よるものに ついては、 五〇一、〇 〇〇円
都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律（平 成二十 四年法 律第八 十四号 以下こ の項に おいて 「法」 という 。）	(略) (略) 法第五十四条第二項 (法第五十五条第二 項の規定において準 用する場合を含む。 ）の規定による低炭 素建築物新築等計画 の建築基準関係規定 の適合の審査に係る 申出の受付	(略) (略) 低炭素建築物 新築等計画の 建築基準関係 規定適合審査 手数料	六八五 〇〇〇円 大臣認定プ ログラムに よるものに ついては、 五九一、〇 〇〇円
都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律（平 成二十 四年法 律第八 十四号 以下こ の項に おいて 「法」 という 。）	(略) (略) 法第五十四条第二項 (法第五十五条第二 項の規定において準 用する場合を含む。 ）の規定による低炭 素建築物新築等計画 の建築基準関係規定 の適合の審査に係る 申出の受付	(略) (略) 低炭素建築物 新築等計画の 建築基準関係 規定適合審査 手数料	五七七 〇〇〇円 大臣認定プ ログラムに よるものに ついては、 五〇一、〇 〇〇円

以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においてはその部分の構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそれぞれ別の建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）
（一棟ごとに、）
床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第五十五条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二1から二5までにおいて同じ。）の二1から二5までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額
一（略）
二
1 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方

以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においてはその部分の構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそれぞれ別の建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）
（一棟ごとに、）
床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第五十五条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二1から二5までにおいて同じ。）の二1から二5までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額
一（略）
二
1 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方

メートル以
内のもの
一〇〇九、〇〇〇円()
建築基準法
第二十条第
一項第二号
イ又は第三
号イに規定
する国土交
通大臣の認
定を受けた
プログラム
(以下この
項において
「大臣認定
プログラム
」という。
)によるも
のについて
は、一八七
〇〇〇円()

2 構造計算
適合性判定
対象建築物
の床面積の
合計が一、
〇〇〇平方
メートルを
超え二、〇
〇〇平方メ
ートル以内
のもの
一三三、八
〇〇〇円()

3 構造計算
適合性判定
対象建築物
の床面積の
合計が二、
〇〇〇平方
メートルを
超え一〇、
〇〇〇平方
メートル以
内のもの
三六六、
〇〇〇円()

4 構造計算
適合性判定
対象建築物
の床面積の
合計が一〇、
三二一、〇
〇〇円()

大臣認定プ
ログラムに
よるものに
ついては、
三二一、〇
〇〇円()

メートル以
内のもの
一八七、
〇〇〇円()
建築基準法
第二十条第
一項第二号
イ又は第三
号イに規定
する国土交
通大臣の認
定を受けた
プログラム
(以下この
項において
「大臣認定
プログラム
」という。
)によるも
のについて
は、一六七
〇〇〇円()

2 構造計算
適合性判定
対象建築物
の床面積の
合計が一、
〇〇〇平方
メートルを
超え二、〇
〇〇平方メ
ートル以内
のもの
二二一、
〇〇〇円()

3 構造計算
適合性判定
対象建築物
の床面積の
合計が二、
〇〇〇平方
メートルを
超え一〇、
〇〇〇平方
メートル以
内のもの
三二九、
〇〇〇円()

4 構造計算
適合性判定
対象建築物
の床面積の
合計が一〇、
二九〇、〇
〇〇円()

大臣認定プ
ログラムに
よるものに
ついては、
二九〇、〇
〇〇円()

建築物	(略)	(略)	<p>〇〇〇平方メートルを 超え五〇〇〇〇平方メートル以内のもの 四七、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるものについては、〇〇〇円）</p> <p>5 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が五〇〇〇〇平方メートルを超えるもの 六八五、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるものについては、五九一、〇〇〇円）</p>
建築物のエネルギー消費性能の向上等に關する法律（平成二十七年法律第五十三号以下この項において「法」という。）	(略)	(略)	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物（法第三十六条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の審査に係る申出の受付</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物（法第三十六条第二項の規定による場合は、計画の変更に係るものに限る。以下この項において同じ。）の床面積の合計（建築物の建築又は大規模の修繕若しくは用途の変更（以下この項において「用途変更等」という。）をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は用途変更等に係る部分の床面積（建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた既存建築物の全部若しくは一部を含んだ建築又は用途</p>
建築物	(略)	(略)	<p>〇〇〇平方メートルを 超え五〇〇〇〇平方メートル以内のもの 四一、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるものについては、三六一、〇〇〇円）</p> <p>5 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が五〇〇〇〇平方メートルを超えるもの 五七七、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるものについては、五〇二、〇〇〇円）</p>
建築物のエネルギー消費性能の向上等に關する法律（平成二十七年法律第五十三号以下この項において「法」という。）	(略)	(略)	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物（法第三十六条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の審査に係る申出の受付</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物（法第三十六条第二項の規定による場合は、計画の変更に係るものに限る。以下この項において同じ。）の床面積の合計（建築物の建築又は大規模の修繕若しくは用途の変更（以下この項において「用途変更等」という。）をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は用途変更等に係る部分の床面積（建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた既存建築物の全部若しくは一部を含んだ建築又は用途</p>

変更等に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合には当該増加する部分の床面積とし、用途変更等の場合においては当該用途変更等に係る部分の床面積の二分の一とする。一から一九までにおいて同じ。）の一から一九までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条の三第一項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそれぞれ別の建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）一棟ごとに、床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、

変更等に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合には当該増加する部分の床面積とし、用途変更等の場合においては当該用途変更等に係る部分の床面積の二分の一とする。一から一九までにおいて同じ。）の一から一九までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条の三第一項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそれぞれ別の建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）一棟ごとに、床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、

法第三十六条第

法第三十六条第

二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二五までにおいて同じ。）の二一から二五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

二一 (略)

二 1 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの

二〇九、〇〇〇円（建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるもの）については、一八七、〇〇〇円

2 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの

二三八、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるもの）については、二二二、〇〇〇円

3 構造計算適合性判定

二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二五までにおいて同じ。）の二一から二五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

二一 (略)

二 1 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの

一八七、〇〇〇円（建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるもの）については、一六七、〇〇〇円

2 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの

二二一、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるもの）については、一八九、〇〇〇円

3 構造計算適合性判定

<p>対象建築物の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 三六六、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるものについては、三二一、〇〇〇円）</p> <p>4 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四七一、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるものについては、四二一、〇〇〇円）</p> <p>5 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 六八五、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるものについては、五九一、〇〇〇円）</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下この項において「省令」という。）第十一條の規定による第三條（第七條第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に関する旨の</p>
<p>対象建築物の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 三二九、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるものについては、二九〇、〇〇〇円）</p> <p>4 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四二一、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるものについては、三六一、〇〇〇円）</p> <p>5 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 五七七、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるものについては、五〇二、〇〇〇円）</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下この項において「省令」という。）第十一條の規定による第三條（第七條第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に関する旨の証明</p>

トル未満	外径が〇・一メートル以上	〇・一五メートル未満	外径が〇・一五メートル以上	〇・二メートル未満	外径が〇・二メートル以上	〇・三メートル未満	外径が〇・三メートル以上	〇・四メートル未満	外径が〇・四メートル以上	〇・七メートル未満	外径が〇・七メートル以上	一メートル未満	外径が一メートル以上
	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル
	一・二円	(略)	(略)	〇・八円	一・五円	一・八円	〇・九円	一・二円	二・四円	三・八円	一・九円	一・〇円	五・三円
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
トル未満	外径が〇・一メートル以上	〇・一五メートル未満	外径が〇・一五メートル以上	〇・二メートル未満	外径が〇・二メートル以上	〇・三メートル未満	外径が〇・三メートル以上	〇・四メートル未満	外径が〇・四メートル以上	〇・七メートル未満	外径が〇・七メートル以上	一メートル未満	外径が一メートル以上
	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル
	一・一円	(略)	(略)	一・三円	〇・七円	一・六円	〇・八円	一・一円	二・二円	三・四円	一・七円	〇・九円	四・八円
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
トル未満	外径が〇・一メートル以上	〇・一五メートル未満	外径が〇・一五メートル以上	〇・二メートル未満	外径が〇・二メートル以上	〇・三メートル未満	外径が〇・三メートル以上	〇・四メートル未満	外径が〇・四メートル以上	〇・七メートル未満	外径が〇・七メートル以上	一メートル未満	外径が一メートル以上
	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル
	一・二円	(略)	(略)	一・三円	〇・七円	一・六円	〇・八円	一・一円	二・二円	三・四円	一・七円	〇・九円	四・八円
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)

第四条 広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第四(第九条関係) 手数料			
種別	金額	種別	金額
六(略)	(略)	六(略)	(略)
セカンドオペニオン相談料(診断又は治療に関する担当医師以外の医師の意見に係る手数料をいう。)	三〇分まで一三、八〇〇円。三〇分を超える場合は、一三、八〇〇円に三〇分を超える部分につき三〇分までごとに六、九〇〇円を加算した額	六(略)	(略)
セカンドオペニオン相談料(診断又は治療に関する担当医師以外の医師の意見に係る手数料をいう。)	三〇分まで一一、〇〇〇円。三〇分を超える場合は、一一、〇〇〇円に三〇分を超える部分につき三〇分までごとに五、五〇〇円を加算した額	七 死後措置料	六、三八〇円

(広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部改正)

第五条 広島県立福山若草園設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後		改正前	
別表第三(第七条関係) 手数料			
種別	金額	種別	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
四 死後措置料	五、五〇〇円	四 死後措置料	六、三八〇円

(広島県家畜人工授精料等徴収条例の一部改正)

第六条 広島県家畜人工授精料等徴収条例(昭和二十三年広島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手数料の額等)	
第一条 (略)	第一条 (略)
2 (略)	2 (略)
一 過排卵処理技術手数料	二万二千元
二 受精卵採取技術手数料	七万二千元
三 体外受精卵製造技術手数料	六万円
四 受精卵凍結処理技術手数料	二万二千元
3 (略)	3 (略)
一 過排卵処理技術手数料	二万円
二 受精卵採取技術手数料	六万七千元
三 体外受精卵製造技術手数料	五万六千元
四 受精卵凍結処理技術手数料	二万円

(県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第七条 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第二条関係)	
種別	金額
一―十三 (略)	(略)
十四 遺伝子診療のうち管理者が定めるものに係る相談料	一時間まで一三、八〇〇円以内で管理者が定める額(以下この項において「一時間以内の額」という。)
一時間を超える場合は、一時間以内の額に三〇分を超える部分につき三〇分までごとに六九〇〇円以内で管理者が定める額を加算した額	一時間まで一一、〇〇〇円以内で管理者が定める額(以下この項において「二時間以内の額」という。)
一時間を超える場合は、一時間以内の額に三〇分を超える部分につき三〇分までごとに五〇〇〇円以内で管理者が定める額を加算した額	

十五 (略)	十六 遺伝子診療に関する予防的処置のうち管理者が定めるものに係る技術料	一回、四一三、二八〇円以内で管理者が定める額
備考 (略)	十七二十 (略)	(略)
十五 (略)	十六 遺伝子診療に関する予防的処置のうち管理者が定めるものに係る技術料	一回、一三〇、四六〇円以内で管理者が定める額
備考 (略)	十七二十 (略)	(略)

(広島県警察関係手数料条例の一部改正)

第八条 広島県警察関係手数料条例(平成十二年広島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第二条関係)	法律名	事務の区分	金額	別表(第二条関係)	法律名	事務の区分	金額
銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の項において「法」という。	(略)	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の項において「法」という。	(略)	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の項において「法」という。	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の項において「法」という。	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の項において「法」という。	(略)
警備業法(昭和四十七年法律第十七号)の項において「法」という。	(略)	警備業法(昭和四十七年法律第十七号)の項において「法」という。	(略)	警備業法(昭和四十七年法律第十七号)の項において「法」という。	警備業法(昭和四十七年法律第十七号)の項において「法」という。	警備業法(昭和四十七年法律第十七号)の項において「法」という。	(略)
法第四条の規定による警備業の認定の申請に対する審査	(略)	法第四条の規定による警備業の認定の申請に対する審査	(略)	法第四条の規定による警備業の認定の申請に対する審査	法第四条の規定による警備業の認定の申請に対する審査	法第四条の規定による警備業の認定の申請に対する審査	(略)
法第七条第一項の規定による警備業の認定の有効期間の更新の申請に対する審査	(略)	法第七条第一項の規定による警備業の認定の有効期間の更新の申請に対する審査	(略)	法第七条第一項の規定による警備業の認定の有効期間の更新の申請に対する審査	法第七条第一項の規定による警備業の認定の有効期間の更新の申請に対する審査	法第七条第一項の規定による警備業の認定の有効期間の更新の申請に対する審査	(略)
法第十一条第三項の規定による警備業の認定証の書換え	(略)	法第十一条第三項の規定による警備業の認定証の書換え	(略)	法第十一条第三項の規定による警備業の認定証の書換え	法第十一条第三項の規定による警備業の認定証の書換え	法第十一条第三項の規定による警備業の認定証の書換え	一、一〇〇円
法第四条の規定による自動車運転代行業務の認定の申請に対する審査	(略)	法第四条の規定による自動車運転代行業務の認定の申請に対する審査	(略)	法第四条の規定による自動車運転代行業務の認定の申請に対する審査	法第四条の規定による自動車運転代行業務の認定の申請に対する審査	法第四条の規定による自動車運転代行業務の認定の申請に対する審査	(略)
法第五条第五項の規定による自動車運転代行業務の認定の申請に対する審査	(略)	法第五条第五項の規定による自動車運転代行業務の認定の申請に対する審査	(略)	法第五条第五項の規定による自動車運転代行業務の認定の申請に対する審査	法第五条第五項の規定による自動車運転代行業務の認定の申請に対する審査	法第五条第五項の規定による自動車運転代行業務の認定の申請に対する審査	一、七〇〇円
法第八条第三項の規定による自動車運転代行業務の認定証の書換え	(略)	法第八条第三項の規定による自動車運転代行業務の認定証の書換え	(略)	法第八条第三項の規定による自動車運転代行業務の認定証の書換え	法第八条第三項の規定による自動車運転代行業務の認定証の書換え	法第八条第三項の規定による自動車運転代行業務の認定証の書換え	一、一〇〇円

